

議員提出議案第4号

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書について

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を厚木市議会会議規則第13条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年10月5日

|     |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 厚木市議会議員 | 名 | 切 | 文 | 梨 |
| 賛成者 | 同       | 高 | 村 | 真 | 和 |
|     | 同       | 川 | 口 |   | 仁 |

# 非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

広島・長崎への原子爆弾の投下から81年が経過する中、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきた。この原則は、国会においても繰り返し確認され、国際社会に対する我が国の基本姿勢を示す重要なものである。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって、国においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣

様

厚木市議会議長 瀧口 慎太郎